

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年12月2日（金）

開 会 午後4時35分

大石議長

本会議終了後のお疲れのところ、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。請願第3号の紹介議員から紹介議員の取消しの申し出がありました。この件の議事について7日の本会議における日程について及び議会運営委員会に付託された請願第5号の審査をお願いします。

**【議 事】**

**（1）紹介議員の紹介取消しの議事日程について**

末吉委員長

ただいま、議長からありましたとおり、請願第3号の紹介議員である越阪部議員から本日付けで紹介議員の取消しの申し出がありました。

既に委員会に付託され、会議の議題となっていることから、紹介議員の取消しについては、本会議においてその可否について諮ることとなります。7日の日程ですが、日程第1の議案第73号から議案第101号までの議案質疑、関係委員会付託の後、日程第2として「請願紹介議員の紹介取消しについて」を議事とした議事日程とすることによろしいですか。

（委員了承）

また、紹介取消しについての採決方法については、簡易採決とすることによろしいですか。

石本委員	議案質疑の日の朝の議運まで持ち帰りにしたい。
矢作委員	確認だが、越阪部議員から紹介議員を取り消したいというのが出ている ということか。
末吉委員長	そのとおりです。
浅野委員	越阪部議員が請願者に自分は紹介議員をやらないから、請願者は請願を 下ろしてくださいと頼んだのか。請願者は下ろさないと言っているのか。
轟議会事務局 参事	請願者の方につきましては、このまま請願を提出したいという意向でし た。
植竹委員	紹介議員の取消しが認められた場合、その請願については審査は継続す るという認識でよいか。
轟議会事務局 参事	請願の提出要件であります請願の紹介議員は、請願書の受理要件にとど まると解されておりますので、11月11日に受理され、その後紹介議員 の取消しが行われたとしても、既に受理されているため、請願が取り消さ れるというものではございません。
石原委員	紹介議員を下りたいという申し出があつて、それを今後諮るわけだが、 その紹介議員を下りたいという理由については、我々は知らされる、聞く 術はあるのか。それを聞かないでどうやって諮るのか。
石本委員	仮に紹介議員を下りる件に対して反対討論みたいなものをしてほしいとい った場合はどうするのか、本人は議決に加わるのか、持ち帰るに当たり確 認したい。
轟議会事務局	紹介議員の取消しの件につきましては、即決ということになりますの

参事 で、本会議で請願紹介議員の紹介取消しの件を議題とした後に、議長次第によりその可否をお諮りいただくこととなります。議題後に御本人は除斥となりますが、質疑、討論等はなく、即決となります。

浅野委員 即決というのは、紹介議員を下りていいですよ、悪いですよというのを即決して、請願自体は委員会に付託されるのか。

轟議会事務局 本日、開会後に請願文書表を配付させていただきましたが、これをもって、既に市民文教常任委員会に付託されているという形になっております。

参事

末吉委員長 流れについてはよろしいですね。議案質疑当日の朝の、議案質疑順位を決定する議運で決めていきたいと思えます。

浅野委員 例えば、請願第4号にも関わるが、8日に付託された委員会で審査をするが、そうすると次の日に請願者を呼ぶか呼ばないかという話になるのか。

末吉委員長 そのとおりです。

浅野委員 そのとき、越阪部議員に、何で下りたのかとか参考人として呼ぶことはできないのか。委員会の中の判断になるのか。

中村委員 委員会の中で諮る判断だが、普通、要件を満たしていないからあまり議論をなさない。紹介議員がいないから。

石本委員 でも、理屈としては、紹介議員ではない越阪部議員を参考人として呼びたいということは、あり得るということか。

轟議会事務局 会議規則に基づきまして、委員外議員としてお呼びすることになると思

参事

います。

植竹委員

次の議運においては、採決方法を、起立なのか簡易なのかを諮るということによいか。

末吉委員長

そのとおりです。

**(2) 請願第5号 『防衛費（軍事費）2倍化反対、社会保障の拡充を求める意見書の提出を求める請願』**

矢作委員

私どもの会派は紹介議員にもなっているので、請願者の方の参考人招致をぜひお願いしたいと思っている。議会基本条例を生かした議会運営というのが求められているが、請願権はしっかりと保障されるべきだし、3月定例会で同様の請願が出されていたが、請願者の方からの意見を述べる機会も保障されるべきだと思うので、参考人招致を求めたいと思う。

中村委員

請願権というのは非常に大切な権利だが、基本的には紹介議員がについて議題になるということで請願権というのは基本、保障されていると考えるし、請願権が請願者を参考人として呼びし、その意見を開陳するまで認めているわけではないので、今回については、参考人による意見の開陳は私は必要ないと考えている。

そもそも、所沢市議会の場合は、同様の内容、意見書の協議については、議会運営委員会で議員提出議案として提出するというので、それについては議題となって議論できるわけだし、その場で必要に応じて、皆さんの同意が得られるのであれば、参考人の意見を聞くことだってできるわけだ。しかも、今回、例えば議会運営委員会で請願が仮に採択されたとして

も、最後、議員提出議案を協議する議会運営委員会でまた同様の協議、手続を経なければいけないので、今まで議員提出議案の部分で意見書に関する請願については議論をしていこうという話になっていたのですが、そういった経緯を踏まえると、今回、参考人が意見を開陳する場を、あえてここで持つ必要はないと考える。

末吉委員長

先ほど、矢作委員から、参考人として請願者の出席を求め、意見を伺いたいとの動議が提出されました。両方の意見がありますので、ここで、お諮りします。地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として増山氏の出席を求め、意見を伺うことに賛成の委員の挙手を求めます。(挙手少数)

挙手少数であります。よって、参考人の出席を求めないことに決しました。

ここで、請願第5号の審査を保留し、12月9日午前9時から引き続き審査を行います。

### (3) その他

末吉委員長

次に、その他としまして、一般質問のヒアリングについてです。

議員・執行部ともに、混乱することのないように、改めて確認します。

12月定例会において試行することとしています一般質問のヒアリングについては、原則として一般質問調査日・議事整理日の3日目までに、基本的な部分である質問内容のヒアリングを終えるよう試行する、その他の項であればこれまでと同様に前日の5時までとしています。

議員にあつては原則として一般質問調査日・議事整理日3日目の14日までにヒアリングを終わらせること、執行部にあつては3日目の14日以降、一切答弁調整ができないことではないことをお互い認識してなるべく14日までにヒアリングを終わらせるようご協力をお願いします。

散 会 （午後4時50分）